

## 労働法学の未来のために——歴史研究・比較研究・国際発信の重要性

石田 眞

労働法と労働法学の現在をどうみるかは、人により国によって異なると思うが、私は、その双方が大きな曲がり角に立っており、新たな変革のステージを準備しなければならない時代に入っていると考えている。

労働法の曲がり角に関していうと、「労働法は誰のため、何のために存在するのか」という〈労働法の範囲と目的〉および、「労働法は何をするのか」という〈労働法のあり方〉の双方が揺らいでいる。具体的には、労働法の「境界」が労働世界の現実と乖離し、従来の定型的な労使関係像を前提とした画一的な規制モデルが労働世界の多様化・複雑化に十分に対応できなくなっている。その背景には、労働法の対象である〈企業組織や労働市場〉〈労使関係や雇用関係〉が、第四次産業革命といわれる世界的なシステム変動に伴い、大きく変容していることがある。

このような労働法の状況の中で、労働法学に求められているのは、確かな研究方法の深化をもって労働法の曲がり角に立ち向かい、労働法学の新たなステージを準備することである。その際、私は、以下の三つのことが重要であると考えている。

第一は、歴史研究の重要性である。いまわれわれの眼前にある労働法も、他の社会現象がそうであるように、歴史的な産物である。それは、一定の社会システムを前提にそれと相互構築的に作りあげられたイデオロギー装置である。したがって、相互構築の前提である社会システムが変動すれば、それに対応する労働法も変動を余儀なくされるはずであり、そのことは、現在の労働法が生成してきた歴史的経路を辿ることによってより明らかになる。現在ごく自然で自明であると思われる労働法システムも、歴史を辿ることによって、実は偶然や選択の結果であることがわかる。そし

て、そうした現行労働法の歴史的偶然性や恣意性を明らかにすることは、現在ある労働法とは別のあり方を構想する際の重要なきっかけになるはずである。

第二は、比較研究の重要性である。わが国のこれまでの労働法学において、国際比較の試みは、労働法政策の構想を考える際にも、法解釈学的示唆を導き出すためにも、盛んにおこなわれてきた。しかし、そこでおこなわれた比較法研究の多くは、かたちを変えた外国法研究あるいは日本法研究であったのではないかと。ある種の比較がおこなわれたとしても、それは、わが国労働法の日本的特色や欠陥を浮き彫りにすることにとどまっていたのではないかと。もちろん、それらの研究の意義を否定するものではないが、労働法現象が国境を越えて展開し、各国の労働法が直面する課題も共通化するグローバル時代にあっては、それぞれの国の歴史的経路性を等しく認めつつも、共通の枠組を設定して比較をおこない、それを通じてより普遍的な労働法システムを構想する比較労働法研究が必要であると考えている。

では、そうした比較労働法研究はどのようにして可能なか。それは、第三の点に関係するが、わが国の労働法学からの国際発信の必要性である。共通の課題と共通の枠組にもとづく国際的な比較労働法研究をおこなうためには、その前提として、わが国労働法学の国際的発信力を強化することが決定的に重要である。とくに、若い労働法研究者たちは、国際的な議論の場に積極的に参加し、日本の労働法学の国際的発信力を高め、それを通じてグローバル時代の労働法学の未来を担ってほしいと願っている。

(いしだ・まこと 早稲田大学大学院法務研究科教授)